

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

菖蒲特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町菖蒲地内において、久喜市と加須市の境界と久喜市道菖蒲三号線との交点を起点とし、同地点から同境界を概ね北東に進み、一級河川備前堀川との接点に至り、同地点から同境界を南東に進み、川妻橋に至り、同橋から同河川を南東に進み、久喜市道菖蒲千二百七十一号線との接点に至り、同地点から久喜市菖蒲町菖蒲と同市同町北中曾根の境界を南西のち南東に進み、一級河川備前堀川との接点に至り、同地点から同河川を南東に進み、久喜市道菖蒲千七百八十一号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千五百十三号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲八百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百五十八号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百四十九号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百四十二号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百三十七号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十六号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、久喜市道菖蒲千七百六十二号線から延長した直線との交点に至り、同地点から同市道を南西に進み、一級河川星川に至り、同地点から同河川を西に進み、県道さいたま菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道を西に進み、久喜市道菖蒲七号線との交点に至り、同地点から同市道を南東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との交点に至り、同地点か

ら同市道を北西に進み、見沼代用水路との接点に至り、同地点から同水路を南西に進み、久喜市道菖蒲二十三号線を東に延長した線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、附廻堀との接点に至り、同地点から同堀を北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十二号線との接点に至り、同地点から同堀を北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同堀を西のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十一号線との交点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道を北西に進み、久喜市道菖蒲十四号線との交点に至り、同地点から同市道を北東に進み、附廻堀との接点に至り、同堀を北に進み、久喜市と加須市の境界との接点に至り、同地点から同境界を概ね北東のち南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積 六百八十六・二一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器